

# 品川区まちづくり推進要綱

制定	平成 2 年 2 月 5 日	区 長 決 定
改正	平成 8 年 1 0 月 1 日	要 綱 第 6 8 号
改正	平成 2 4 年 3 月 2 2 日	要 綱 第 8 0 号
改正	平成 2 6 年 4 月 2 4 日	要 綱 第 7 7 号
改正	平成 2 7 年 3 月 3 日	要 綱 第 1 4 0 号
改正	平成 3 1 年 3 月 2 0 日	要 綱 第 9 9 号
改正	令和 3 年 5 月 2 5 日	要 綱 第 1 4 9 号

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この要綱は、区民の自主的なまちづくり活動を援助することにより、地域の特性に応じた生活環境の改善および都市機能の更新を促進し、もって活力ある緑豊かな住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり活動 区民または権利者が相互に協力し合い、地域の特性に応じた環境の改善や建築物の整備等を行うことをいう。

(2) まちづくり活動推進団体等 (以下「推進団体」という。) 区内においてまちづくり活動を推進している団体等で、次に掲げるものをいう。

ア 都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) および建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) に基づき、地区計画、建築協定等によるまちづくりを目的として活動している協議会等の団体

イ 都市再開発法 (昭和 4 4 年法律第 3 8 号) に基づき、市街地再開発組合の設立を目的として活動している準備組合等の団体

ウ 区が定めた要綱に基づき、共同化、不燃化および木造賃貸住宅の建替え等の良好な建築物の整備を目的として活動している個人または団体

エ 安全で住みよい市街地整備を目的として、地域住民等により設置されたまちづくり協議会等の団体

オ その他区長がアからエまでに準ずるものと認める団体

(3) まちづくり専門家 まちづくりに係る各分野において、専門知識と経験を有する個人または法人で、次に掲げる者をいう。

ア 都市計画、都市再開発および建築設計の専門家で、この要綱に基づき区に登録された者

イ 法律、経営、税務および不動産等に関し専門の資格を有する者

ウ その他まちづくりについて特に優れた知識および経験を有する者

### (実施事業)

第 3 条 区は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) まちづくり補助金交付事業 推進団体の運営に必要な経費を助成する。

(2) まちづくり専門家派遣事業 推進団体に対し、専門的な知識および経験を有するまちづくり専門家を派遣し、運営や事業計画に関する指導、助言等を行う。

## 第 2 章 まちづくり補助金交付事業

### (補助対象団体)

第4条 まちづくり補助金（以下「補助金」という。）は、区長が補助する必要があると認める推進団体に対し交付する。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、推進団体の運営等に関して必要な次の経費とする。

- （1）事務費
- （2）広報費
- （3）調査研究費
- （4）その他区長が必要と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において、区長が決定する。

（補助金の交付期間）

第7条 補助金の交付期間は、3年以内とする。ただし、推進団体の活動実績により、区長が引き続き補助する必要があると認める場合は、この限りではない。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする推進団体は、品川区まちづくり補助金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定および通知）

第9条 区長は、前条の申請を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、品川区まちづくり補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（補助金の支払請求）

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた推進団体は、当該補助金の支払いを受けようとするときは、品川区まちづくり補助金支払請求書（第3号様式）により区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を適当と認めたときは、速やかに当該補助金を支払うものとする。

（事業状況報告）

第11条 補助金の交付を受けた推進団体は、区長が必要と認めたときは、指定する期日までに品川区まちづくり補助金事業状況報告書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（事業実績報告）

第12条 補助金の交付を受けた推進団体は、事業が完了したとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに品川区まちづくり補助金事業実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 補助金の交付を受けた推進団体は、補助金に残額が生じたときは、遅滞なく返還しなければならない。

### 第3章 まちづくり専門家派遣事業

（事業内容）

第14条 区は、まちづくり専門家派遣事業として、次の業務を行う。

- （1）活動支援業務 まちづくり専門家による、推進団体の活動に対する指導助言および法律、税務等の各専門分野に係る相談への対応
- （2）計画立案業務 推進団体が事業の適用を検討している地区に対する基本的な事業計画の立案

（まちづくり専門家の登録申請）

第15条 第2条第1項第3号アに定めるまちづくり専門家の登録を希望する者は、品川区まちづくり専門家登録申請書（第6号様式）により区長に申請しなければならない。

い。

(まちづくり専門家の登録決定、通知および台帳登載)

第16条 区長は、前条の申請を適当と認めるときは、まちづくり専門家としての登録を決定し、品川区まちづくり専門家登録決定通知書(第7号様式)により申請者に通知するとともに、品川区まちづくり専門家登録台帳(第8号様式)に登載する。

(まちづくり専門家の登録期間)

第17条 まちづくり専門家の登録期間は、3年間とする。

2 品川区まちづくり専門家登録辞退届(第9号様式)が提出されない場合は、登録は更新されるものとする。

(まちづくり専門家の登録事項の変更)

第18条 まちづくり専門家は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに品川区まちづくり専門家登録変更申請書(第10号様式)により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の申請を適当と認めるときは、品川区まちづくり専門家登録変更決定通知書(第11号様式)により申請者に通知するとともに、品川区まちづくり専門家登録台帳の登載事項を変更する。

(まちづくり専門家の登録取消しおよび通知)

第19条 区長は、まちづくり専門家として不適当であると認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 区長は、前項により登録を取り消した場合および品川区まちづくり専門家登録辞退届が提出された場合は、品川区まちづくり専門家登録取消通知書(第12号様式)により当該専門家に登録の取消しを通知する。

(まちづくり専門家の派遣期間)

第20条 まちづくり専門家の派遣期間は、3年以内とする。ただし、推進団体の活動実績により、区長が引き続き派遣する必要があると認める場合は、この限りではない。

(まちづくり専門家の派遣申請)

第21条 まちづくり専門家の派遣を希望する推進団体は、その都度、品川区まちづくり専門家派遣申請書(第13号様式)により区長に申請しなければならない。

(まちづくり専門家の派遣決定および通知)

第22条 区長は、前条の申請を適当と認めるときは、まちづくり専門家の派遣を決定し、品川区まちづくり専門家派遣決定通知書(第14号様式)により申請者に通知する。

(まちづくり専門家の選任および業務依頼)

第23条 区長は、前条により派遣を決定した場合は、業務内容に適合したまちづくり専門家を選任し、品川区まちづくり専門家業務依頼書(第15号様式)により業務を依頼する。

(まちづくり専門家の業務受諾)

第24条 前条により業務を依頼されたまちづくり専門家は、当該業務を受諾するにあたっては、品川区まちづくり専門家業務受諾書(第16号様式)を区長に提出するものとする。

(業務実績報告)

第25条 業務を受諾したまちづくり専門家は、当該業務が終了の都度、速やかに品川区まちづくり専門家業務実績報告書(第17号様式)を区長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第26条 まちづくり専門家の派遣費用については、当該年度の予算の範囲内において区が負担する。

## 第4章 雑 則

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、品川区補助金交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に規定するところによる。

2 前項に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

1 この要綱は平成元年4月1日から適用する。

2 品川区市街地再開発準備組合等補助金交付要綱（昭和60年4月要綱第4号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 旧要綱によって支給された補助金等は、この要綱によって支給されたものとみなす。

付 則

この要綱は平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成8年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成26年4月24日から適用する。

付 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は令和3年6月1日から適用する。

年 月 日

品 川 区 長 あて

団体名

代表者

住 所

氏 名

年度品川区まちづくり補助金交付申請書

年度品川区まちづくり補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交 付 申 請 額 円
2. 補助対象経費総額 円
3. 補助事業の内容

4. 完了予定期日 年 月 日完了予定

5. 添 付 書 類

- (1) 団体規約 (2) 会員等名簿 (3) 事業計画 (4) 収支計算書

品都計収 号  
年 月 日

様

品川区長 印

年度品川区まちづくり補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度品川区まちづくり補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1. 補助金交付決定金額

2. 補助事業の内容

3. 補助対象経費

4. 交付条件

- (1) 交付決定を受けたまちづくり活動推進団体の代表者は、街づくり補助金交付の趣旨を十分に尊重し、補助事業の誠実な履行に努めること。
- (2) 交付決定を受けたまちづくり活動推進団体の代表者は、事業が完了したとき又は交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書を区長に提出すること。

年 月 日

品川区長 へ

団体名

代表者

住 所

氏 名

印

年度品川区まちづくり補助金支払請求書

年 月 日付、品都計収第 号により交付決定通知を受けた、品川区まちづくり補助金について、下記のとおり請求します。

記

金

円也

年 月 日

品 川 区 長 あて

団体名

代表者

住 所

氏 名

年度品川区まちづくり補助金事業状況報告書

年 月 日付、品都計収第 号により交付決定通知を受けた品川区まちづくり補助金の事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 年度事業状況報告書（ 年 月 日現在）〔別紙〕

年 月 日

品 川 区 長 あて

団体名

代表者

住 所

氏 名

年度品川区まちづくり補助金事業実績報告書

年 月 日付、品都計収第 号により交付決定を受けた品川区まちづくり補助金の事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 年度決算書 [別紙]
2. 年度事業実績報告書 [別紙]

年 月 日

品 川 区 長 あて

申 請 者

住所または所在地

氏名または法人名

(代表者氏名)

品川区まちづくり専門家登録申請

品川区まちづくり専門家としての登録を希望するので、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

記

1. 資格又は専門分野

2. 添 付 書 類

- (1) 資格取得証明書 (複写可)
- (2) 業務経歴書
- (3) 所属専門家名簿 (法人の場合のみ。氏名、資格取得および主な業務経歴を記載したもの)

品都計収 号  
年 月 日

様

品川区長 印

品川区まちづくり専門家登録決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区まちづくり専門家の登録について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定内容

- (1) 登録者氏名または法人名
- (2) 登録番号 第 号
- (3) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

2. 登録条件

- (1) まちづくり専門家の責務である区民の自主的なまちづくり活動の援助について十分に理解し、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 業務遂行上知り得た秘密については、外部に漏らしてはならない。当該業務を退いた後も同様とする。
- (3) その他、区長の指示に従うこと。

品川区まちづくり専門家登録台帳

登録番号	第 号	登録月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
氏名または 法人名	(代表者氏名 )		
住所または 所在地	東京都 区 丁目 番号		
連絡先	電話		
資格または 専門分野			
所属専門家	氏 名	取 得 資 格	主 な 業 務 経 歴
派遣実績	期 日	派 遣 先	業 務 内 容
備 考			

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請者

住所または所在地

氏名または法人名

(代表者氏名)

品川区まちづくり専門家登録辞退届

年 月 日付で登録された品川区まちづくり専門家について、下記のとおり辞退します。

記

1. 登録者氏名または法人名

2. 登 録 番 号 第 号

3. 辞 退 理 由

年 月 日

品 川 区 長 あて

申 請 者

住所または所在地

氏名または法人名

(代表者氏名)

品川区まちづくり専門家登録変更申請

年 月 日付で登録された品川区まちづくり専門家について、  
下記のとおり登録事項の変更を申請します。

記

1. 登録者氏名または法人名

2. 登 録 番 号 第 号

3. 変 更 内 容

4. 添 付 書 類 (変更が生じたもののみ添付)

(1) 資格取得証明書 (複写可)

(2) 業務経歴書

(3) 所属専門家名簿 (法人の場合のみ。氏名、資格取得および主な業務経歴を記載  
したもの)

品都計収 号

年 月 日

様

品川区長 印

品川区まちづくり専門家登録変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区まちづくり専門家の登録事項の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定内容

- (1) 登録者氏名または法人名
- (2) 登録番号 第 号
- (3) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

2. 登録条件

- (1) まちづくり専門家の責務である区民の自主的なまちづくり活動の援助について十分に理解し、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 業務遂行上知り得た秘密については、外部に漏らしてはならない。当該業務を退いた後も同様とする。
- (3) その他、区長の指示に従うこと。

品都計発 号  
年 月 日

様

品川区長 印

品川区まちづくり専門家登録取消通知書

品川区まちづくり専門家の登録について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

1. 登録者氏名または法人名
2. 登 録 番 号 第 号
3. 取 消 理 由

年 月 日

品 川 区 長 あて

団体名

代表者

住 所

氏 名

品川区まちづくり専門家派遣申請書

品川区まちづくり推進要綱に基づき、まちづくり専門家の派遣を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

1. 派遣希望日 年 月 日

2. 派遣場所

3. 派遣希望業務 活動支援業務・計画立案業務

4. 業務内容

5. 添付書類 (1) 団体規約 (2) 会員等名簿 (3) 事業計画

品都計収 号  
年 月 日

様

品川区長 印

品川区まちづくり専門家派遣決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区まちづくり専門家の派遣について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 派遣先 団体名  
代表者  
住所  
氏名
2. 派遣日 年 月 日
3. 派遣場所
4. 派遣業務 活動支援業務・計画立案業務
5. 派遣専門家
6. 業務内容

品都計収 号  
年 月 日

様

品川区長 印

品川区まちづくり専門家業務依頼書

品川区まちづくり推進要綱に基づき、下記のとおり業務を依頼します。

記

1. 派遣先 団体名  
代表者  
住 所  
氏 名
2. 派遣日 年 月 日から
3. 派遣場所
4. 業務内容 活動支援業務・計画立案業務

年 月 日

品 川 区 長 あて

住所または所在地  
氏名または法人名  
(代表者氏名)

品川区まちづくり専門家業務受諾書

年 月 日付、品都計収第 号にて依頼のあった業務について、  
下記のとおり受諾します。

記

1. 派 遣 先 団体名  
代表者  
住 所  
氏 名
2. 派 遣 日 年 月 日 午後 時から 時間
3. 派 遣 場 所
4. 業 務 内 容 活動支援業務・計画立案業務

年 月 日

品 川 区 長 あて

住所または所在地  
氏名または法人名  
(代表者氏名)

品川区まちづくり専門家業務実績報告書

年 月 日付で受諾した業務について完了しましたので、下記のとおり  
実績を報告します。

記

1. 派 遣 先

団体名

代表者

住 所

氏 名

2. 派 遣 日

年 月 日

3. 派 遣 場 所

4. 業 務 実 績

5. 添 付 書 類

(1) 活動支援業務

ア. 配付資料、議事録等

イ. 出席者名簿

ウ. 派遣による成果および今後の課題等を記載した業務実績記録

(2) 計画立案業務

ア. 計画の基本的な考え方および具体的な事業内容を記載した事業計画  
書

イ. 全体構想図および施設計画図

ウ. その他の関係資料